

## 種差海岸ロゴマークの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、種差海岸のイメージアップ及び効果的なPRを図るため、種差海岸ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の手續について必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、八戸市に属する。

### (使用の承諾)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他市長が承諾を要しないと認めた場合

### (使用の申込み)

第4条 前条の規定による承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、種差海岸ロゴマーク使用承諾申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込みの内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画立案書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (使用の制限)

第5条 市長は、ロゴマークを使用する事業が、第1条の目的に沿うものであると認めるときは、使用承諾をするものとする。

2 市長は、ロゴマークの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 八戸市及び種差海岸のイメージを損なうおそれのある場合

### (承諾等の通知)

第6条 市長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、種差海岸ロゴマーク使用承諾通知書（別記第2号様式）又は種差海岸ロゴマーク使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用方法)

第7条 前条の規定により使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に指定する仕様書に従ってロゴマークを使用しなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用に対する料金は、無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、使用者の負担とする。

(使用承諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し、ロゴマークの使用中止、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 市長は、ロゴマークの使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限)

第11条 前2条の規定により、ロゴマークの使用承諾を取り消し、又は使用の停止を求めた場合に、ロゴマークを使用した者に損害が生じても、八戸市はその責めを負わない。

2 ロゴマークを使用した者が、ロゴマークの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、八戸市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第12条 ロゴマークの使用承諾に関する事務は、観光課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から実施する。